

令和 5 年 2 月 15 日

岩手県知事 達増 拓也 様

日本野鳥の会宮古支部
支部長 関川 實

日本野鳥の会北上支部
支部長 佐々木 仁

日本野鳥の会もりおか
代 表 佐賀 耕太郎

公益財団法人日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
(各団体公印省略)

「(仮称)洋野風力発電事業」に係る対象事業実施区域及びその周辺における
希少猛禽類や渡り鳥の生息環境の保全に関する要望書

日頃より日本野鳥の会の自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、岩手県洋野町において計画されている「(仮称)洋野風力発電事業(以下、対象事業という)」について、日本野鳥の会は、対象事業実施区域とその周辺地域(以下、当該地域という)に生息する希少な猛禽類や渡り鳥の生息環境保全の観点から下記の通りに要望いたします。

ついては、当該地域の豊かな自然環境の保全のため、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

1.要望内容

岩手県北部の太平洋沿岸地域に位置している洋野町は豊かな自然に囲まれており、多くの貴重な野鳥の繁殖地や越冬地となっています。具体的にはイヌワシ・クマタカなどの希少猛禽類の生息地であり、オジロワシ・オオワシ等の海ワシ類やコクガンなどの越冬地でもあります。さらに、北上高地北部や北三陸沿岸部はガン・カモ類やハクチョウ類等の春と秋の主要な渡りルートにもなっております。このたび洋野風力開発株式会社により「(仮称)洋野風力発電事業環境影響評価準備書」が公表されましたが、これが計

画通りに実施されれば、当該地域における貴重な鳥類の生息環境の消失、および渡り鳥の飛翔ルートの変化または消失といった甚大な影響が生じることは避けられません。

私どもは、これらの鳥類の生息環境保全の観点に基づき、対象事業の大幅な縮小や変更および鳥類保護・自然保護に立脚した代替案を立案することについて、事業者に対し指導、勧告してくださることを強く要望いたします。

2.要望の背景

(1) 岩手県の北上高地北部とその西側の太平洋沿岸地域には、山林・牧野・農耕地・河川等が混在した多様で豊かな自然環境が存在し、太平洋側の三陸沖は寒流と暖流のぶつかる世界有数の漁場としても知られております。このような豊かな自然に囲まれた洋野町には、山林や海岸沿いの至る所に一年を通して多種多様な野生動植物が生息しており、特に様々な鳥類の貴重な繁殖地および越冬地になっています。このような地域に大規模な風力発電施設の建設を行うと、この地域の豊かな自然環境、特に鳥類の生息環境に重大な影響がおよぶ可能性が高いことを、私ども日本野鳥の会は強く危惧します。私どもはこのような陸上風力発電事業を行う場合の最低限の条件として、環境省が環境アセスメントデータベース EADAS のセンシティブティマップで注意喚起メッシュを設定する地域、また、国や県が国立公園、鳥獣保護区等の指定をしている地域は風力発電事業の計画地から除外されるべきであると考えます。

(2) イヌワシは我が国の天然記念物に指定されている希少な大型猛禽類であり、岩手県には我が国に生息するイヌワシの 20%ほどが生息しております。特に北上高地は、イヌワシの生息適地として日本国内に残された数少ない貴重な地域となっています。そのため、この地域は環境省の環境アセスメントデータベース (EADAS) のセンシティブティマップで注意喚起レベル A3 に指定されています。そして、EADAS のデータは私どもの実際の観察結果と合致します。実際に希少猛禽類の生息地域における風力発電施設の稼働は、施設の規模にかかわらずバードストライクの発生と採餌適地の消失という二つの面で希少猛禽類の定常的な生息を脅かすこととなります。具体的には 2008 年 9 月に、北上高地の釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しております。また、かつてイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山区の天峰山付近の地域では、姫神ウインドパークの稼働に伴いイヌワシの姿が見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地が消失した事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。すなわち、希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策が確立されているとは言えません。従って過去の数多くの失敗事例が教訓として生かされないまま対象事業計画が実行に移され、最終的に風力発電施設の稼働が継続されるならば、それは当該地域に生息する希少猛禽類の採餌活動や繁殖活動の阻害要因となり、さらには衝突死等の事故の要因ともなりうるが大いに懸念されます。私どもは希少猛禽類の生息環境の保全の立場から対象事業計画の中止を含む大幅縮小と代替案の検討を強く求めます。

(3) 日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の移動経路のほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の越冬等が観察されま

す。さらに近年の鳥類調査技術の飛躍的な進歩に伴い、それまでに知られていなかった渡り鳥の飛翔ルートなどが次々に解明されるようになりました。実際に渡り鳥に発信機を装着して追跡する最新の調査技術により、北上高地北部や北三陸沿岸部が、ガン・カモ類やハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートであることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが明らかになっております。また、当該事業の準備書でも大型の渡り鳥であるマガン・ヒシクイ・カリガネやオオハクチョウなどが確認されていることが記載されております。さらに当該地域には多種多様な小型鳥類の渡りも見られますが、その実態についてはまだ不明な点が数多く存在します。このような地域に風力発電施設が稼働することになれば、バードストライクの発生に加えて、これらの鳥類の渡りルートが攪乱・寸断される障壁影響の発生が危惧されます。風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、小鳥類をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されていますし、風力発電施設の稼働に伴いコウモリ類が衝突するバットストライクの発生も報告されております。従って、鳥類の生息地の保全と渡り鳥の飛翔コースの保全対策を考慮するならば、対象事業の大幅な縮小と代替案への切り替えについて検討することが必要です。

(4) 岩手県の特に沿岸部には環境省レッドリストで準絶滅危惧種に指定されているオジロワシ・オオワシといった海ワシ類も冬季に少数が渡来し、越冬します。北海道では、これまでに風力発電施設でのオジロワシのバードストライクが頻発しており、これに対して環境省は2022年8月8日付で「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」を策定し公表しました。しかし、対象事業ではこれらの海ワシ類の生息環境の保全、特にバードストライク対策について、ほとんど考慮されておられません。また、洋野町沿岸部を含む北部三陸沿岸は日本有数のコクガンの越冬地でもあります。コクガンは環境省レッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類(VU)であり、国の天然記念物にも指定される希少な渡り鳥です。コクガンの主な餌はアマモなどの海藻ですが、アマモが生育する場所は三陸沿岸でも限られております。従って、土砂流出や水質汚濁に対して十分配慮し、コクガンの越冬環境への影響が出ないように保全策の徹底を求める必要があります。仮に内陸部の風力発電事業により河川の汚濁や水質変化によりアマモの生育環境に変化が生じれば、それがこの地域で越冬するコクガンの生息環境に影響を与えることが危惧されます。しかし、当該事業の計画の中では内陸部の水系とコクガンの生息環境を関連づける保全対策の検討は全く考慮されておられません。当会はこれらの希少鳥類の生息環境の保全の立場から、対象事業の中止を含む大幅な縮小と代替案の検討を強く求めます。

(5) 風力発電施設によるシャドーフリッカーや風切音による騒音の発生は近隣住民の生活環境にとどまらず、当該地域の鳥類の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし、当該事業計画においてはシャドーフリッカーが近隣の住居等に及ぼす影響についての配慮はみられるものの、例えば「風車の影が特に夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類を含む多くの鳥類の生息にどのような影響を及ぼすか」や「騒音が夜間に行動する鳥類の生息にどのような影響を及ぼすのか」というような調査は全く行われておられません。また、今後それらの観点に基づいて追加調査を実施するか否かについても明らかではなく、事業者が作成した準備書は環境影響評価として不十分であると言わざるを得ません。当会は特に、当該地域で繁殖する希少鳥類の生息環境の保全の立場から、これらの点に関する再調査の実施と、その

結果に基づいて再度、対象事業のあり方について検討されることを強く求めます。

(6) 対象事業計画の近隣には、他の事業者による3件の風力発電事業計画が存在します。また、北上高地の北部には既に稼働している複数の風力発電事業もあります。仮に対象事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て計画通りに稼働することになれば、北上高地北部において鳥類の生息環境に及ぼす累積的影響は非常に大きくなると懸念されます。しかし、3件の風力発電事業の計画の中ではそのような累積的影響に関する検討は行われておらず、他事業との累積的影響を可能な限り小さくするために具体的にどのような措置が必要か、という基本方針についても示されておりません。対象事業計画がこのまま実施されれば、北上高地の広大な地域におけるイヌワシの生息阻害や各種渡り鳥の飛翔ルートが遮断されることが十分に想定されます。これまでに国内の様々な風力発電事業計画に対して、経済産業大臣勧告や環境大臣意見では「累積的影響」の評価を事業者側に求めておられました。このこと自体は当然のことと思いますが、複数の事業者間に企業秘密の保持や競争などが存在する以上は「累積的影響」に係る調整を事業者に委ねることは難しい面があり、その結果どうしても「累積的影響」の評価がおざなりとなってしまいます。私どもは、累積的影響評価に係る事業者間調整やその実施については、経済産業省や環境省、および都道府県レベルの自治体が責任を持って行っていただくことを強く求めます。

(7) 最近の風力発電事業計画に対する対応の傾向として、計画地に希少種が生息する場合でも、事業計画の中止ではなく、「事後調査に移行」して順応的管理等を実施することで対応しようとする形で事業を認可する例が多くみられます。そして、そのような結論の主な根拠とされるのが「バードストライク等の風車の存在による鳥類への影響は不確実性が高い」という専門家の意見のようです。しかし、ここに言われるような不確実性の原因は、現在、一般的に行われている環境影響評価の評価手法では鳥類の生息状況を十分に把握できていない事によると考えられます。例えばイヌワシの生息環境の保全のためには適切な餌資源量調査や1年を通しての行動範囲の把握は欠かせないはずですが、調査結果を見る限りではそれはかなり大まかな形で行われているに過ぎません。また、それ以外の鳥類についても生息状況調査の時期・回数・調査時間・調査方法などが不十分であり、バードストライクの発生確率が高い悪天候時や渡り鳥の繁殖地での状況や渡りの最盛期の動向が把握されておりません。「不確実性」という理由だけで保全措置を事後調査に委ねることは問題の引き伸ばしに過ぎず、風車の稼働後に、仮にバードストライク等の問題が発生しても適切な鳥類保護対策を取ることが難しいため、結局は問題が解決されぬまま放置されることにもなりかねません。むしろ「希少猛禽類の生息が見られる地域は事業予定地から除外する、渡り鳥の繁殖や渡りの最盛期には期間を限定して風力発電施設の稼働を中止する」という予防措置を事業計画の中に最初から組み入れておくべきであると考えます。

今日の我が国では再生可能エネルギーの導入拡大の必要性が喧伝されており、私ども日本野鳥の会は今後の日本のエネルギー資源として、風力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に利用する方針について基本的に賛成しております。しかし、再生可能エネルギー資源の開発事業であっても、それが自然環境を損ねては本末転倒であり、結果的には地元住民の健全な暮らしを損なうことにも繋がります。このような観点に基づき、私どもは対象事業の実施者である洋野風力開発株式会社に対し、当該地域の自然環境と再生

エネルギー資源の両立を目標に事業計画に大幅な検討を加え、自然保護の面で必要となる場合には事業計画の中止または事業予定地域の大幅縮小、および施設・規模等の変更を含む代替案の検討を強く求める次第です。

以上